

第 70 号議案

平成29年度吉川市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成29年度吉川市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成29年度吉川市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量について、次のとおり補正する。

（項 目）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
(4) 主な建設改良事業			
配水改良事業	364,284 千円	369 千円	364,653 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 水道事業費用	1,477,208 千円	33,051 千円	1,510,259 千円
第1項 営業費用	1,366,337 千円	33,051 千円	1,399,388 千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額471,017千円は、当年度分消費税資本的収支調整額9,782千円、過年度分損益勘定留保資金398,276千円及び減債積立金62,959千円」とあるのを、「不足する額463,665千円は、当年度分消費税資本的収支調整額9,791千円、過年度分損益勘定留保資金333,428千円及び減債積立金120,446千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
支 出			
第1款 資本的支出	738,810 千円	△ 7,352 千円	731,458 千円
第1項 建設改良費	447,038 千円	△ 7,352 千円	439,686 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水質検査委託事業	平成30年度	6,179 千円
末端水質監視委託事業	平成30年度	720 千円
次亜塩素酸ナトリウム購入事業	平成30年度	12,217 千円
漏水等待機委託事業	平成30年度	10,658 千円
給・配水管漏水修繕等事業	平成30年度	17,040 千円
路面復旧事業	平成30年度	11,000 千円
コピー機保守管理事業	平成30年度～ 平成34年度	430 千円
施設清掃委託事業	平成30年度	760 千円
廃棄物処理委託事業	平成30年度	260 千円
開栓委託事業	平成30年度	250 千円
口座振替データ収納事務に係る委託事業	平成30年度	1,102 千円
施設清掃用具賃貸借事業	平成30年度	33 千円
水道機械設備損害保険	平成30年度	872 千円
検定満期量水器購入事業	平成30年度	14,572 千円
コピー機購入事業	平成30年度	540 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
第6条 予算第7条に定めた経費の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	104,770 千円	△ 2,486 千円	102,284 千円

平成29年11月30日提出

吉川市長 中原恵人